



新潟県立新潟高等学校

令和7年度版 いじめ対応マニュアル

令和7年4月1日

新潟県立新潟高等学校いじめ対策委員会

目次

I いじめ防止基本方針.....	2
はじめに	2
1 組織的な対応に向けて.....	3
2 いじめの未然防止に向けて.....	3
3 いじめの早期発見に向けて.....	4
4 いじめの解決に向けて.....	4
II いじめ防止基本方針実践のための行動計画	6
1 「いじめ対策委員会」の組織.....	6
2 未然防止に向けて.....	6
3 早期発見に向けて.....	8
4 解決に向けて.....	9
5 再発防止に向けて.....	11
6 重大事態への対応.....	11

I いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

本校では全ての教職員が、いじめの定義、いじめ類似行為の定義を理解し、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校づくりに組織をあげて取り組みます。

また、「いじめはどの子どもにも起こりうるものであること」、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上など大人の目に付きにくい場所や形で行われたりなどの、「大人が気づきにくいいじめがあること」を十分に認識し、ささいな兆候に対しても積極的に認知し、対処していきます。

特に重大事態が発生した場合には、県教育委員会と連携しながら対応し、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関にも通報します。

本基本方針には、「新潟県立新潟高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

◎ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{※1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

◎ いじめ類似行為の定義（「新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項」より）

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

◎ 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法 第28条」より）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 組織的な対応に向けて

- 「いじめ対策委員会」を組織し、いじめ対策推進教員を中心として、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。
- 改訂版生徒指導提要（令和4年12月）で示された、2軸3類4層から成る「生徒指導の重層的支援構造」（下図）に基づき、下記のとおりいじめの対応にあたります。

【2軸】 時間軸	【3類】 課題性と対応の種類		【4層】 4層の支援構造	
即応的 継続的 Reactive いじめの早期 発見・解消	特定の生徒 ↑ 対象 ↓ 全ての生徒	高 困難課題対応的 生徒指導	困難課題対応的 生徒指導	いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（被害生徒ケア、加害生徒指導、関係修復等）
常態的 先行的 Proactive いじめの未然 防止		課題性 課題予防的 生徒指導	課題早期発見対応	いじめの予兆の発見と迅速な対処（アンケート、面談、健康観察等による気づきと被害生徒の安全確保等）
		低 発達支持的 生徒指導	発達支持的 生徒指導	道徳やホームルーム活動等における生徒主体のいじめ防止の取組の実施 生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ

2 いじめの未然防止に向けて

いじめの未然防止のために、積極的な先手型の取り組みを実践していきます。

(1) 「発達支持的生徒指導」の観点から

生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を実践します。

- 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることをとおして「いじめを許さない、起こさない力」を育成し、日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- 「誰もが法によって守られている」、「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高めるために、教科やホームルーム活動、学校行事をとおして規則やルールを守ることの重要性を伝え、規範意識の醸成をはかります。また、生徒・教職員ともに市民社会のルールを尊重し、全ての生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指します。

(2) 「課題未然防止教育」の観点から

- ホームルーム活動や生徒会活動において、より良い学校生活を築くために、生徒が自主的に問題を見だし、協力して課題解決していく自発的な活動をとおして、円滑な人間関係の形成や公德心、勤労、社会奉仕などに関わる道徳性を育成します。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導します。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう、「集団づくり」や、「わかる授業」への取組を充実させます。

3 いじめの早期発見に向けて

「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有します。また、「課題早期発見対応」の観点から、次のとおりいじめの早期発見に努めます。

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくいということを、教職員一人一人が強く認識します。
- アンケート調査や、面談週間の実施により、生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- SNS を介したインターネット上のトラブルが増えていることから、教職員がインターネット問題を理解し、生徒の利用実態を把握できるように、職員研修等を通じて理解を深めます。
- いじめを受けたとされる生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通し、当該生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがある場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒が相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からの相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの解決に向けて

「困難課題対応的生徒指導」の観点から、いじめを重大事態化させないように、組織的に情報を共有し、いじめの解消に向けて組織的な指導・援助を行います。

- いじめの疑いがある場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思わず、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめを行った生徒については、保護者の協力を得ながら、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、丁寧に指導します。
- 生徒指導、教育相談、特別支援教育のそれぞれの分野の垣根を越えて、当該生徒に必要な支援体制を構築します。
- 当該生徒の保護者に対して速やかに連絡するとともに説明責任を果たし、学校と保護者が一致協力してその解決に向けて取り組めるようにします。

- 生徒には、いじめについて自分の問題として捉えさせ、絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組みます。解決した後も、双方の生徒を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。
- 生徒の安全・安心を確保する目的で、場合によっては家庭への連絡の前に医療機関、警察、児童相談所等の外部機関に対し情報提供を致します。
- 事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処します。

平成 26 年 4 月 1 日制定
平成 30 年 4 月 4 日改定
平成 31 年 3 月 22 日改定
令和 2 年 3 月 24 日改定
令和 4 年 3 月 24 日改定
令和 5 年 4 月 28 日改定
令和 7 年 4 月 1 日改定

II いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 「いじめ対策委員会」の組織

委員長……校長

委員構成…副校長、教頭、いじめ対策推進教員、教務部長、生徒指導部長、
教育情報部長、学年部長、人権教育推進委員会委員長、学級担任、養護教諭、
特別支援教育コーディネーター、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー
※必要に応じて、部活動顧問、その他関係職員、県教育委員会派遣の外部専門
家等を加える

2 未然防止に向けて

(1) 「学校いじめ対策推進計画書」の策定

次の3要素を中心に計画書を策定し、遂行する。

- いじめ対策組織に関わること
- 教職員や保護者を対象とした研修に関わること
- 生徒への教育活動に関わること

(2) 学級づくり及び学習指導の充実

- いじめの多くが同じ学級の生徒間で発生することを考え、担任への信頼感と学級への安心感を育む。
 - ・ 学級担任がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。
 - ・ 加害生徒から丁寧に聴き取りを行い、加害生徒が内面に抱える問題を受け止める。
- 全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中に、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。
- 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりのためのプログラムを実施する。
- 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、生徒が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- 学校行事やホームルーム活動などの特別活動において、望ましい集団活動を経験させ、人間関係を築く力を育てる。
- 生徒会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

(3) 人権教育の充実

- 生徒一人一人が、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、人権教育推進委員会や道徳教育推進教師と連携しながら様々な場面をとおして指導する。
- 生命や自然を大切にす心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識を育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。
- 「SOS の出し方に関する授業」の実施により、生徒自身が自分の感情に気づき適切に表現することについて学び、自己理解や他者理解を促進する。
- 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨き、指導に細心の注意を払う。
- 『新しい波』や『生きるV』等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

(4) 情報モラル教育の充実

- 「SNS 教育プログラム」や教科「情報」等の授業を活用して、インターネットのもつ利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導する。
- 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTA と連携して情報機器に関する研修会を実施する。

(5) 保護者・地域との連携

- 学校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を掲載して広く周知するとともに、PTA 総会等において保護者と基本方針等の理解促進やいじめ問題について学ぶ機会を設定する。
- 学校評議員会を開催し、本校の方針や対応について協議する。
- 学校自己評価を活用し「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

3 早期発見に向けて

(1) 情報の収集

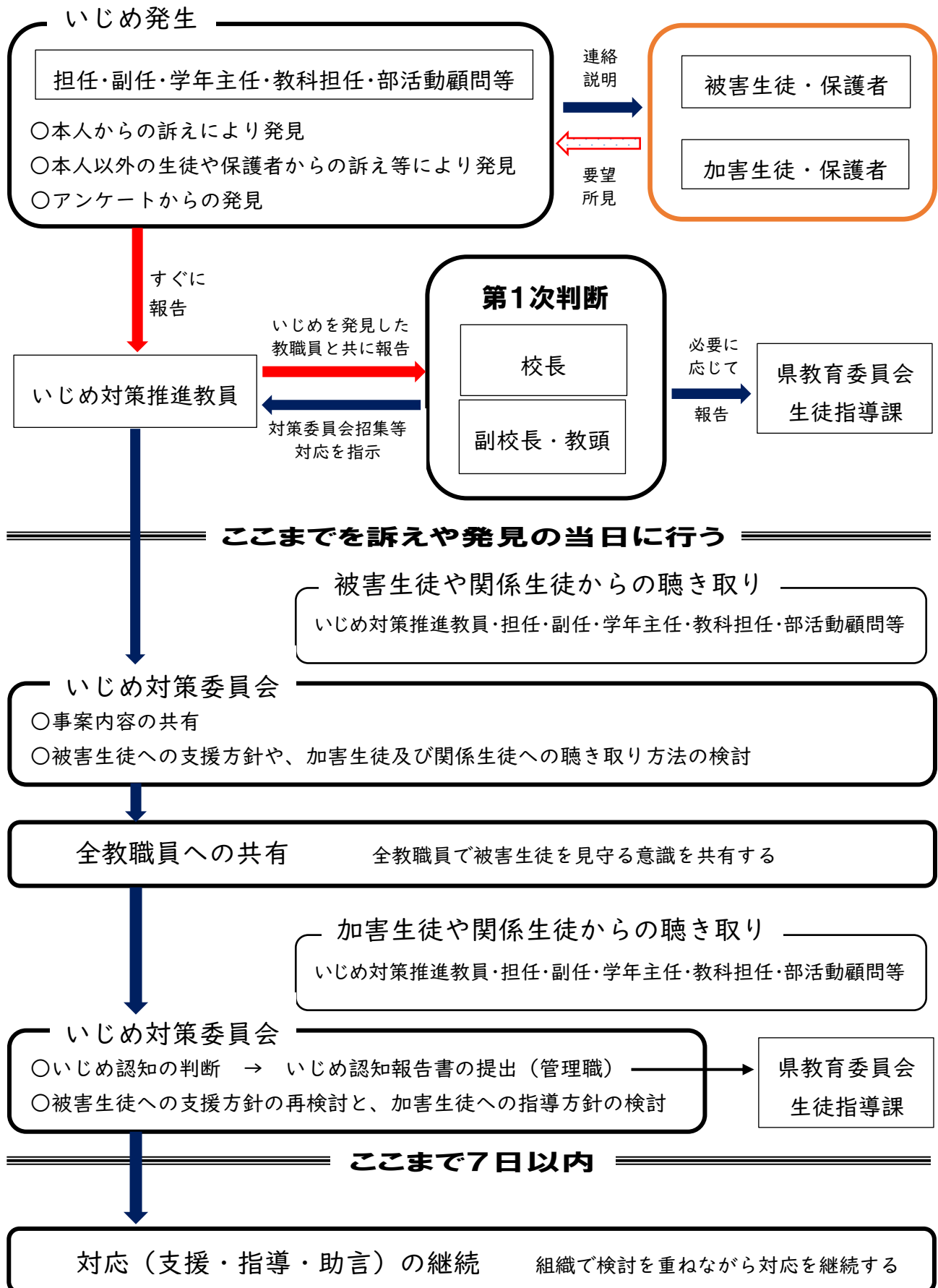
- 情報の収集の前提として、学校全体でいじめの定義、いじめ類似行為の定義を理解し、いじめの疑いを見落とさない意識を醸成する。
- 全職員が日常的に生徒に積極的に声をかけて関わりを増やす中で、細やかな生徒観察に努め、学年部を中心に情報交換を図る。
- いじめや集団の状況を把握するため、アンケートを年間3回以上実施する。
- 個人の悩みを把握するため、定期的なクラス面談を年間4回以上実施する。
- インターネットに関連するいじめが増えている現状を踏まえ、職員研修等を通じて、教職員がインターネット問題を理解し、生徒のインターネットの利用実態の把握に努める。
- 日頃から生徒をよく観察し、生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知するようにする。
- いじめを発見した際（判断に迷う場合も含む）は、いじめ対策推進教員または管理職に即日報告する。

(2) 情報の共有

- 各学年会での「情報交換」を設定するなど、気になる生徒の情報を共有し状況の把握に努めるとともに、いじめ対策委員会とも連携する。
- スクールカウンセラーと連携し、幅広い対応ができるようにする。
- 保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整え周知する。
- 生徒・保護者に、いじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

4 解決に向けて

(1) 対応の基本的な流れ



【留意点】

- いじめの疑いがある場合の速やかな情報の伝達と収集
 - ・判断に迷った場合も含めていじめ対策推進教員、管理職へ報告する。
- 必要に応じた関係機関（警察・福祉関係・医療関係等）への連絡・連携
 - ・犯罪行為として扱われるべきものとされる事案（盗撮等）については、証拠物品をその場で預かり、警察へ通報・相談する。
- インターネット関連のトラブルへの対応
 - ・誹謗中傷のメッセージ等は証拠画面を保存する。
 - ・法律に抵触する疑いのある画像は警察へ通報・相談する。
- 生徒への聴き取りを行った場合は、その日のうちに保護者へ連絡

(2) インターネットに関連するいじめへの対応

インターネットに関連するいじめについては、①加害者が特定しづらい、②加害者に被害者の顔が見えない、③加害と被害が流動的である、④逃げにくい、⑤いじめの規模が広域化し、拡散が速い、といった特徴があることを理解し、次の点に留意しながら対応する。

- 違法投稿（著作権法違反等）など法律に抵触する疑いのある事案については、速やかに警察等の関係機関と連絡を取り、加害、被害を問わず、生徒を違法状態から救い出すことを優先する。
- 誹謗中傷、なりすまし、悪質な投稿については、画面の記録保存をするとともに、関係機関等と連絡を取りながら対応する。場合によっては生徒や保護者から削除要請してもらう等の対応を取る。
- 学習用端末については、利用方法等について承諾書等で保護者の賛同を得て、家庭においては、学校の方針に従って活用することについて保護者の理解を得る。

(3) 対応への共通理解

- 被害生徒保護を最優先とする。
- 被害生徒及び情報提供者を守り抜く。
- 思い込みで生徒の心情を勝手に受け止めることがないよう、生徒の声にしっかりと耳を傾ける。
- いじめは絶対に許されないという毅然とした態度を取りながらも、加害生徒の成長支援という視点で、加害生徒が内面に抱える問題を受け止める。
- 指導に際しては、事前に被害生徒・保護者の同意を得るとともに、対応の過程や指導の結果等を丁寧に伝えるようにする。

5 再発防止に向けて

(1) いじめの解消やその後の指導

- 「いじめに係る行為が相当の期間（3か月を目安）継続して止んでいること」、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を生徒本人及び保護者に面談等で確認する。
- 単に謝罪のみで解決したものとし、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- 双方の生徒及び周りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

(2) 点検・検証

- いじめ防止の学校体制をいじめ対策委員会や県教育委員会の点検を中心に見直し、起きたいじめについては、いじめ対策委員会で検証や総括を行う。
- 上記の点検・検証の結果については職員研修の機会を通じて全職員で理解を深め、今後の未然防止や初期対応に役立てる。

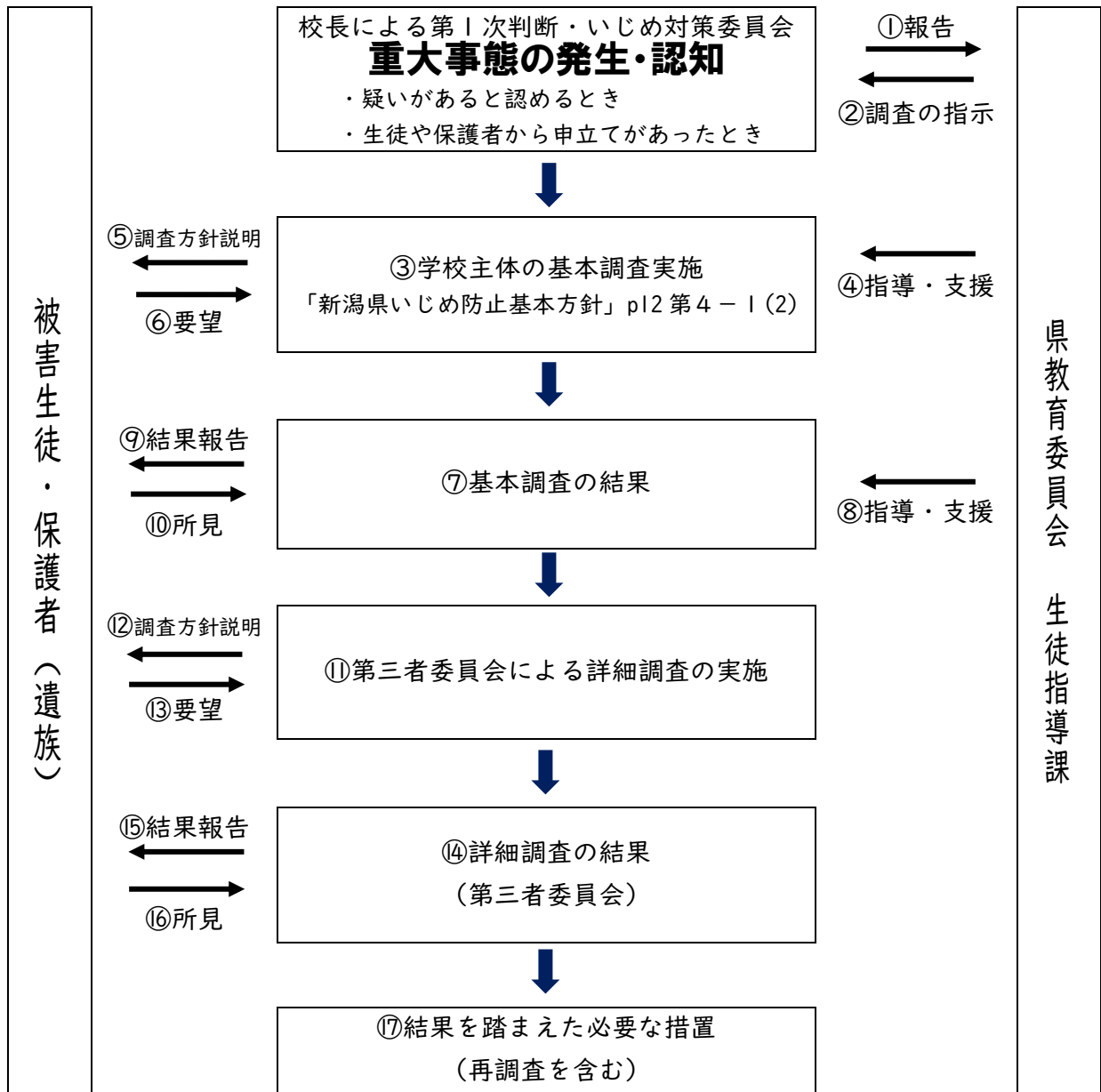
6 重大事態への対応

重大事態（いじめ防止対策推進法 28 条）

- ・ いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（自死を企図、重大な障害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症など）
- ・ いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（年間 30 日を目安、連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する）

- 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- 県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて対応する。
- 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- いじめを受けた生徒や保護者及びいじめを行った生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

<対応の流れ>



平成 26 年 4 月 1 日制定
 平成 30 年 4 月 4 日改訂
 平成 31 年 3 月 22 日改訂
 令和 2 年 3 月改訂
 令和 4 年 3 月 24 日改訂
 令和 7 年 4 月 1 日改定